

令和5年6月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和5年7月3日（月）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

森口保健福祉部長

理事者におきまして、説明及び報告すべき事項はございません。よろしくお願ひいたします。

福山委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井村委員

私からは1点、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてお聞きをいたします。

6月29日の徳島新聞に、学童保育クラブを希望したのに、定員オーバー等の理由で入所できなかった児童が、全国で1,645人増えて、1万6,825人である。また利用者については、全国で144万5,000人との記事が掲載されておりました。

待機児童が多いのに驚きまして、今回質問をさせていただきました。

まず最初に、現在、徳島県において、学童保育施設は幾つ設置されているのか、設置数と利用者数をお聞きいたします。

また、運営形態が公設公営、公設民営、民設民営、様々であるとお聞きをしておりますので、それも併せてお聞きをいたします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、井村委員より、放課後児童クラブの現状について御質問を頂きました。

放課後児童クラブにつきましては、就労や病気などによりまして、保護者が昼間、家庭にいない小学生の遊びと生活の支援をし、健全育成を図ることを目的として、市町村が実施をいたしております。

女性の就労の増加や、少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成の対策といたしまして、非常に重要な役割を担っているところでございます。

本県におきましては、これまで市町村と緊密な連携の下、鋭意施設の整備等を進めてきたところでございまして、令和5年4月1日現在になりますけれども、18市町村で192クラブが運営をされている状況でございます。

この192クラブの運営形態につきましては、公設民営が最も多く、これが185クラブとなっており、公設公営が6クラブ、民設民営が1クラブとなっております。

また、登録児童数につきましては、こちらは令和5年の5月1日現在（速報値）となりますが、8,246人と、前年から72人増えているような状況でございます。

井村委員

その中で、今回徳島新聞に掲載されているように、待機児童については何人になりますか。

大井こどもまんなか政策課長

待機児童数についての御質問でございます。

先日、こども家庭庁から、放課後児童クラブの実施状況につきまして、速報値が公表されたところでございます。

本県の状況につきましては、令和5年5月1日現在の待機児童数について、83名であり、前年から3名増えているような状況でございます。

また、待機児童が発生しておりますクラブにつきましては、退所児童の発生に伴い、定員に空きが生じたときに、児童の順次受入れを行うなど、通年での受入れ調整であったり、近隣クラブとの連携などによりまして、待機児童数の解消に努めていただいていると聞いていますが、根本的な解消につきましては、放課後児童支援員の人材確保であったり、施設整備によります受皿の確保、これが不可欠になってまいります。

そのため、県におきましては、放課後児童支援員の資格の取得やキャリアアップに向けた研修を開催しますとともに、受入れの拡大に向けました施設の整備に対する補助メニュー、これらを拡充するなどいたしまして、ソフト・ハードの両面から市町村を支援してきたことで、今年度から新たに4クラブが開所いたしまして、クラブの増加につながっているところでございます。

井村委員

学童保育については、先ほども言われたように公設民営がほとんどということですが、公設公営であれば、それぞれの自治体がされているのだろうけれども、公設民営であれば、地域運営方式で、地域の人たちがされている。

その中で、子供たちの面接をしながら、採用しているとお聞きしているのですけれども、そうなりますと、定員40名のところを42人、45人でもいいのではないかというような形で、ちょっと定員をオーバーしてでも、一人、二人を面接をするのにね、断れないから、もうおいでというふうな部分もあるだろうし、40人を基準に60人、70人になれば、分割して二つの学童保育にしないよというような指導があるらしいのです。

そうなりますと今度、支援員の数、場所の問題とか、いろいろ出てくるらしくて、限られた面積の中で詰め込んでいると言ったらあれですけど、そうしながらでも受け入れているというのが現状で、面接しながら、この子を外すとかいうのは、なかなかやりにくいというのを聞く中で、80人もいるというのは、それぞれの状況が違うのだなと感じます。

その状況に合わせてやってくださいということなのですけれども、その基準ですよ。

それぞれの学童保育について、それぞれ支援員さんの給料も違うし、施設的环境も違うし、いろいろ格差があるように思うのです。

幼稚園とか保育所とか、それを合併と言ったらいけないけれど、新しく認定こども園という制度が出てきた中で、ある程度、どこに行っても同じような基準で保育をされているような形なのですけれども、学童については放課後の居場所であって、そこまで確立されていないところがあると思います。

学童保育の利用については、本当に増えてきたのは、ここ10年、20年ですよ。右肩上がりで利用者のニーズが増えている中、まだそこまできちんとした体制が、県とか国ではできていないのかなと感じているところがあるのです。

次にお聞きをしたいのですけれども、支援員さんの確保についても苦慮していると聞きます。

当然、それぞれの人数により補助金が違い、利用料をもらう中でやり繰りするなど、それぞれの学童によって違うというのがあるらしいのです。よくこの委員会で、看護師さんとか保育士さんも全然足りなくて、そういう事業をやっていますよというのを聞くのですけれども、学童保育についても、そういった支援体制というのとはされているのですか。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、井村委員より、基準のお話と職員の処遇改善のお話と、2点ございました。

まず、施設の基準であったり、運営基準の関係なのですけれども、放課後児童クラブを安定的に運営するためには、統一的な設置基準であったり運営基準が必要となってまいります。

これにつきましては、国で基準が定められておりまして、安全対策であったり、衛生管理であったり、それから支援員の数であったり、そういうところについて規定がされておりまして、市町村はこれに基づき条例を制定することとなっております。

基本的には各市町村において統一された施設基準、設置基準が定められているところではあるのですけれども、地域によって実情が異なるという点がございまして、令和元年6月に第9次の地方分権一括法の公布がなされまして、各市町村が条例で基準を定めるにあたりまして、国の基準で定める事項が、従うべき基準から参酌すべき基準となったことで、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能というようなことになっております。

ただ、この基準の内容というものは、これまでと変わるのではなく、事業をいかなる体制で運営する場合でも、子供たちの安全確保、これを最大限留意する必要がございます。

市町村が、地域の実情に応じて条例で定める場合におきましても、これは条例改正の過程で、関係事業者であったり、保護者であったり、関係者の皆様方に広く意見を求めて、その内容にはしっかりと説明責任を果たしていくことが必要となってまいりますので、県におきましては、市町村に対して必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

それから、処遇改善の話でございます。処遇改善につきましては、放課後児童クラブに勤務されております職員さんを適正に配置いたしまして、児童の安全安心な居場所を確保するために、支援員の処遇改善、それから安全確保、人材確保が重要であると考えており

ます。

県といたしましても、この補助制度におきまして、職員さんに対し、3パーセント程度の賃金改善の補助であったり、経験年数や研修を受講された実績に伴いまして、段階的に賃金を上げていくというような補助であったり、放課後児童クラブの職員さんの処遇改善にも努めているところでございます。

こうした処遇改善につきましては、人材の確保にもつながるものと考えておりますが、先日、運営に携わる皆様方と意見交換をさせていただきました際、人材の確保というのが喫緊の課題であるというようなお話をたくさん頂いたところでありまして、この人材確保に向けた取組の必要性を再認識したところでございます。

今後、こうした現場の皆様の声も聞きながら、放課後児童クラブに勤務をされております職員さんの処遇改善、それから人材確保に向けまして、実施主体である市町村と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

井村委員

次に聞くのも、設置基準の話になるのですが、学童保育を公設民営で立ち上げる場合、場所と支援員の確保と生徒数が10人以上、この三つの条件を自分たちで探してきて、それで立ち上げているというところがあります。

そういった中で、小規模小学校においては、15人、20人でスタートしたのだけれども、少子化、生徒数の減少によって、当然利用数、ニーズも少なくなりますので、年々の利用数も減っていく。

そうしたら、10人の壁というところで、来年希望者が9人しかいないのですよと言ったら、国の対象から外されて、補助金がもらえない。そうしたら採算が合わないので閉所になるという懸念も実際にできてきているのですよね。

想定以上に生徒数が減って、子供の数がいない中で、じゃあ隣の学童を利用させてもらってもよろしいですかと言っても、なかなか遠くて、小学校1年生、2年生が行くことができない。

そんな中で今、離島とかへき地とか、合併再編後、まだ施設が新しいので、そこを利用したいという人がいれば、少人数でもかまわないみたいな基準があったようにお聞きするのですが、5年後、10年後、生徒数が減って、小学校再編がやってくる自治体がある中で、その対象の小学校についても、10人以下になるのは目に見えているのだから、そこも対象の基準にしたらいいいのではないかなという部分があるのですけれども、そこについてはどのようなお考えですか。

大井こどもまんなか政策課長

10人を切った場合のクラブの運営のことについての御質問でございます。

放課後児童クラブの運営費につきましては、国と県と市町村がそれぞれ補助を行っているところでございますが、国におきましては、10人未満の小規模な放課後児童クラブにつきましては、井村委員のお話のとおり、山間部であったり、漁業集落地であったり、へき地・離島、こういうような場所では、補助対象とされている部分がございますが、実際のところ、児童数の減少に伴いまして、このような基準以外にも、必要性が迫られているよ

うな状況もございます。

こうした個別事情を勘案いたしまして、国が事業を実施する必要性があると認めた場合には補助対象となるということになっておりまして、該当するようなクラブがございませんかということで、例年国から照会があるところでございます。

県におきましても、これまで児童数が少ないのですけれども、校区内に他のクラブが存在せずに、近隣のクラブへの通所も困難というような状況など、国へ協議を行って補助対象と認められたケースもございます。

万が一、国の補助の対象とならなかった場合におきましても、県で独自の補助制度を設けているところございまして、今後とも、市町村とも連携をいたしまして、放課後児童クラブの円滑な運営が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

井村委員

少人数であってもケースバイケース、そういうことができるということが聞けまして、よかったな、まだ道はあるのだろうなと思うのですけれども、同じ自治体の中に、児童館とか、放課後子供教室があって、そちらにと言われる方もよくおいでなのですけれども、全然内容が違うのですよね。

児童館はよく似ているのですけれども、5時15分までしか利用できなくて、利用時間が合わない。でも働いている。学童だったら6時30分とか7時まで預かってくれますよね、だから学童が必要なのだというニーズがある。

放課後子供教室については、毎日やっていませんよね。それぞれのコーディネーターが、時間割を組んで週に何日か子供たちを見ている。そこに学童の子供たちも一緒に来て、やりましょうというのが子供教室の実情だと私は感じているのですけれども、それぞれ全然違う事業であって、学童保育クラブの安定した運営については、先ほども言いましたように地域運営方式で、ふだん昼間働いている人たちが、お父さん、お母さんがそのまま運営に携わって、面接から、支援員の給料の支払まで全てをやると、そういった負担軽減もなんとかならないのかなと。

それも大きい金額を動かしますので、そこは法人格を持ったしっかりとしたところで運営をしてもらいたいと、それについては、しっかり整理をして、そういう体制を今後作っていただきたいなと思っています。

まだ学童保育は歴史が浅く、そこまで保育所のように確定したものができていないので、今後そのようにしていただきたいなと思います。

古川委員

私からは、2点ほどお聞きしたいと思っています。

まず一つは、今回の選挙の中で有権者の人から、とくしま健康ポイントアプリテクとくの関係で、いろいろ要望等、話があったので、まずそれを聞きたいと思っています。

当初、5年ぐらい前の9月定例会の一般質問で、私が健康寿命の延伸とか糖尿病の対策ということで、運動不足解消の取組を、何かお徳感が持てて、そして地域経済の活性化も兼ねられるような取組をしたらどうかというような提案をさせていただきました。

その時の答弁は、検討しますみたいな、あっさりした答弁だったと思うのですけれど、

翌年4月の当初予算にアプリを開発する経費が計上されて、1年ぐらい掛けて、その翌年から運用が開始したという流れがあったように思います。

国も健康ポイントみたいな、こういう取組についてはガイドラインを出していて、健康長寿社会の構築に向けて、自らの健康は自らが作るという意識を持つと。健康無関心層にも、ポピュレーションアプローチというのですね、こういう様々なインセンティブを提供して巻き込んでいく取組は有効だということで、国も全国展開をしていこうという流れがあるようでございます。

それで、私の周りの多くの方が結構活用されていて、いろんな提案も頂いたり、また企業訪問するとそういう話も出たりして、企業ぐるみで何か取り組んでいるみたいな、結構盛り上がっているなという印象を受けました。

何点か、お聞きしたいのですが、まず、直近の登録数というのはどうなっているのか、あと、登録数等の目標を設定しているのかというのをお聞きしたいと思います。

新開健康づくり課長

とくしま健康ポイントアプリテクとくの、まず、登録者数の状況について御質問を頂きました。

とくしま健康ポイントアプリテクとくにつきましては、楽しく、お得に、全世代で、をコンプトにいたしまして、県民挙げて糖尿病予防を推進する対策といたしまして、令和2年の4月から運用いたしております。

昨年度末時点で2万6,611人の方に御利用いただいております。また、今年度に入りましては、直近6月末現在で2万7,314人の方に御利用いただいている状況です。

古川委員

2万7,000人余りの人が登録して使っているということですが、目標とかは特にないわけですね。

新開健康づくり課長

登録者数の目標についてでございますが、令和2年度の運用当初から各年度、目標人数は掲げてございます。

令和2年度につきましては、目標数1万5,000人に対しまして1万4,142人、それから令和3年度が2万人という目標を掲げていたところ2万1,218人、令和4年度は2万5,000人に対しまして2万6,611人の応募登録、今年度につきましては目標数を3万人掲げているところでございます。

古川委員

順調に、ちょっとずつ目標を上げて達成して、今年は3万人目標で今2万7,000人余りということですね。

令和2年4月から運用開始ということなので、今度で4年目になるということなのですが、これまでの取組の経緯とか、いろんな事業所と連携をして、いろんな取組をしてもらったり、インセンティブなんかも協力してもらったり、またいろんな企画をして、

企業ぐるみの取組なんかもしていると聞いていますけれども、これまでこういうふうに拡充していったというところを教えてください。

新開健康づくり課長

テクとくにつままして、これまでインセンティブ等、どのような拡充を行ってきたかというところですが、テクとくは、歩数はもとより体重、野菜摂取量では、お皿の枚数の登録、それから健康診断受診、健康イベントへの参加等によりまして、健康ポイントが付与されるような仕組みになってございます。

貯まった健康ポイントは、例えば3,000ポイント以上でありましたら飲食店での5パーセント割引や観光施設での入場料が10パーセント割引に、あと、スポーツ施設への入会金割引といった特典が受けられるほか、6,000ポイント以上でありましたら、県内の協賛事業者から提供されます、具体的には冷凍ハモ鍋セット、県産米とか、減塩のみそなど、徳島県産品等が当たる抽選会に応募できる仕組みとなっております。

また、イベント等とのコラボも行ってございまして、五日連続で5,000歩以上歩きますと県内のセブンイレブンで飲料水がもらえるセブンイレブンイベントですとか、職場の仲間でグループを組んで、各グループの合計平均歩数で競争するとくしまウォークビズ選手権、こちらにつきましては、上位のグループに阿波牛などの県産品を提供しているところでございます。

これまでも、特典につきましては各方面協賛事業者の御協力によりまして充実を図ってきておりますが、今後とも利用者の皆様のニーズの把握に努めながら、より効果的なインセンティブの提供に向け推進してまいりたいと考えております。

古川委員

いろいろ工夫しながら、いろいろやってくれているなという印象を受けましたけれども、使っている方からの声を、二、三点お伝えをして、また検討していただけたらなと思います。

まず、国も言っていますけれど、報奨を、インセンティブを、魅力的にしていくというのは大事だと思います。今いろんなことをお知らせいただきましたけれど、活用されている方の声としては、報奨をとにかく魅力的にしてほしいという声はかなりあります。

大体予算って段々目減りしていくのですけれど、財政課に私からも言いたいなと思ってはいますが、しっかり予算も確保して、報奨を魅力的にして、本当に県民運動になるぐらいどんどん発展させていってほしいなと思っています。

若い人の声としては、コンビニ等で使える共通ポイントになったらうれしいみたいなことで、これはちょっとハードルが高いのかなと思うのですけれども、あと年配の方は、先ほど言った阿波牛とか、月に1回ぐらい県産品のいい物がもらえるようなチャンスが増えたらいいなみたいな、そんな話もありましたので、このあたりまた検討いただけたらと思います。

あとちょっとネガティブな意見としては、同じ人ばかりもらえるような、ものすごい人がいるみたいで、1日5万歩歩くとか、そういう人ばかりに行ってしまうと、ちょっとやる気が失せてくるので、うまいことそういうのにならないような仕組みも考えてほし

いみたいな声もありました。

あとは、ジョギングしている人も使っているみたいで、スマホを持ってジョギングするのはあれなので、今だったらアップルウォッチみたいな、腕に巻いてできるのもある。そういうのにも対応できたらいいなみたいな、そんな声もありましたので、そのあたりも検討いただいて、できることから取り組んでいただけたらなど。

ともかく3万人と言わず70万県民のかなりの部分が使っていただけるように、健康長寿が実現できていけるような取組を進めていってほしいなと思っていますので、最後に何かありましたらお願いします。

新開健康づくり課長

テクとくにつきましては、先ほども申し上げましたように、県民挙げて糖尿病予防を推進するとともに、自らの健康や生活習慣に関心を持っていただきたいということで、日常のウォーキングや健康イベントへの参加等によりましてポイントを貯めていただき、協賛店で特典を受けることができるといった、楽しくお得に運動習慣を身に付けていただくよう取り組んでいるところでございます。

昨年度でありましたら、職場対抗戦に加えまして、親子で参加できる謎解きツアー、また、県内アプリ利用者を市町村単位に振り分けて、歩数を競う市町村対抗戦、あと、自身の健康管理を考えるきっかけとしていただくために、当日の歩数と消費エネルギー量を表示して数値の見える化などを図りまして、お子様から高齢者世代まで幅広い方々に健康づくりのきっかけや生活習慣の確立につなげていただくよう努めているところでございます。

今後とも、多くの県民の皆様継続して健康づくりに取り組んでいただけますよう、関係機関と連携しながらテクとくの充実を図ってまいりたいと考えております。

古川委員

よろしくお願いたします。

もう1点、2点目ですけれども、今、少子化対策、これは待ったなしということで、国を挙げて進めているところでございますけれども、県も今回、6月定例会所信の中で、こどもまんなか社会の実現ということで、こども家庭庁のカウンターパートとして、こども未来局を設置して組織の体制の強化を図ったという話もありました。

また今回、県政に関する代表質問の中で、嘉見議員からは異次元の少子化対策をと、また大塚議員は、一般質問の中で少子化対策のことも聞かれました。

このお二人の議員の回答にも、こども家庭庁のカウンターパートという言葉が出てきて、私も今年の2月定例会に一般質問させてもらったのですけれども、国は今回、こども家庭庁を本当に大幅に増員をしています。

外部の子供の施設などを除いた、内部組織だけでも350名体制ということで、これまでの事務移管分は208名だったんです。だから142名増やしているわけです。

1.7倍に増やして、こども家庭庁を立ち上げているので、これのカウンターパートとして本当に機能していこうと思うと、なかなか大変なものがあるなという感じはしています。

まずはお聞きしますが、今回6月の組織改編で設置したこども未来局は、どのような強化を図ったのかという部分をお聞きしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、古川委員より、新たに設置されましたこども未来局の御質問を頂いております。

その体制の御質問でございますが、県ではこの度の組織改編におきまして、国のこども家庭庁に対応する組織といたしまして、子供関連施策の拡充を推進するために、こども未来局を立ち上げまして、局内にはこどもまんなか政策課と、こども家庭支援課の2課を新設いたしますとともに、担当職員を増員いたしまして、子供・子育ての施策の積極的な展開であったり、意思決定の迅速化に向けまして組織体制の強化を図ったところでございます。

具体的には、こどもまんなか政策課につきましては、保健福祉部から、母子保健に関する業務をこちらに移管をいたしまして、結婚から、妊娠・出産、子育てまでに至る切れ目のない支援を一体的に行いますとともに、施策の企画立案や子供・子育て施策を着実に推進するための子供計画の策定を担う新たな担当を設けたところでございます。

また、こども家庭支援課につきましては、従前のこども未来応援室から課へ格上げをいたしまして、児童虐待防止対策に一層注力をいたしますとともに、ヤングケアラーや子供の居場所づくりの支援など、子供をめぐる新たな課題に迅速かつ的確に対応できますよう人員強化も図ったところでございます。

本県の未来を担います子供たちの健やかな成長をはじめ、結婚、妊娠・出産、子育てに対する必要な支援の拡充・強化に向けまして、関係部局との連携を密にいたしまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

人員増も図って強化をしたということですが、これまでは1課1室の体制だったと思うのです。これを2課体制にしたというのは分かっているのですが、今、保健福祉部から持ってきたというのは聞きましたけれども、具体的に何人増えて、事務分掌として計画以外にはどういうことが増えたのかというのを教えてもらえますか。

大井こどもまんなか政策課長

具体的な増員の状況についての御質問でございます。

増員人数につきましては、6名が増員をされておきまして、令和4年度の5月1日時点で32名が、令和5年度6月1日時点、今回の異動の体制なのでございますけれども、38名ということで増員がなされております。

また、今回の組織改編におきまして、こども未来局長が設置をされたことに伴いまして、情報の共有であったり、業務を進めていくにあたりましては、迅速に対応ができるような組織体制がなされたと考えております。

古川委員

6名でというのですけれど、どういう仕事が増えたのかというのが見えてこないのですけれども、6名の中に局長も一人入っているわけですね、局長を除くと5名増えたということですね。局長を除いて6名と言ったのかな。

どこが増えて、どういう仕事をするようになったかというのを、そんなに詳しくはいいのですけれど、教えてもらえますか。

大井こどもまんなか政策課長

局長の人員については中には入っておらず、2課の中での6名の増員体制ということになっております。

業務につきましては、保健福祉部で所管をされておりました母子保健の関係ですね、保健所と連携をいたしまして進めていく事業でございますが、こちらにつきましては、当課のほうで保健師等を配置して対応するようになっております。

これによりまして、今までは結婚の部分と子育ての部分で次世代・青少年課で対応していましたが、妊娠・出産の部分も含めまして、一体的に対応できるようになったものと考えております。

古川委員

ちょっと簡単に言ってくれたので、この部分が増えて、ほかのことをどういうふうにやっていくかというのは、よく見えてこなかったのですけれど、ほかのところは、大体系体制でやって、その部分を増やしたということによろしいですね。

去年1年間、総務委員会で、人事課が中心になって統括する、所管の課とも連携をして、とにかく人事課中心でやっていかないといけないなというのをかなり言ってきたのですけれども、国が大幅な改編をして、県の場合は職員の数に限界があるので、そんなに一気に難しいだろうと思うので、とりあえずは今の体制で、本当にカウンターパートとして組織を作っていくとなると、今年1年かけてしっかりと検討していかなければいけないですね。

局長を中心に、しっかりと国のカウンターパートとして機能できるように、この1年で、来年に向けてしっかりと組織を拡充して行ってほしい。今はとりあえず、拙速ではいけないので、こんな形でやったという理解ではいるのですけれども、そのあたりをしっかりと1年掛けて協議をして、どこまで巻き込んでいったらいいのかというのもあるのだろうと思いますけれども、組織の拡充を1年掛けて図って行ってほしいなと思います。要望をしておきたいと思います。

あと、組織、人もお金も大事なのですけれども、何をしていくかというのが、手詰まり感があるというか、なかなか難しいかなという、本当に何をしたらいいのか、効果的なのかというのが、見えてこないところがあるんですけれども、今回の答弁の中にも幾つか列挙はされていましたが、この新しい基金を創設する、これは安定的な財源確保という意味では大事なことだと思います。

基金の獲得、出会いの場づくり、結婚支援をやっていきます。また、国が始めている市町村が中心となった伴走型の相談支援体制、これもしっかりとやっていく。

保育環境をしっかりとやっていくということと、あとは児童相談所の関係、子供の貧困、

虐待、ヤングケアラー、このあたりにもしっかりとフォローしていくということをおっしゃったんですけれど、目新しい対策というのはなかなか出てこなくて、今までやってきたことを強化していくということかなと思っています。

あと、こども計画を策定するという点について、環境のほうでも言ったのですけれど、計画づくりは確かに、計画的に進めていくのは大事なことでいいんですけれど、具体策をしっかり盛り込んだ計画づくりをとにかくしてほしいなと思っています。

計画だけ作って、それでかなり時間を取られて、計画ができて、やった感、できた、やったとなってしまうと、この計画の次がなかなか進んでいかないので、計画づくりもいいんですけれども、具体策をしっかり盛り込んだ計画づくりをやってほしいな、これは要望をしておきたいと思います。

少子化については、長年国も取り組んできて、希望出生率1.8を目指してずっとやってきているわけなんですけれども、一向に近づいていかない、本当に増えていかない。

コロナの影響もあって、逆に厳しくなっているというのが全国的な状況だと思います。

2003年に少子化対策の基本法ができて、順次対策要綱が作られて、今、2020年第4次の大綱が作られていますよね。

そういうような長期的な流れと、あと政府で、ショッキングな数字が出ると、その都度対策が打たれる。

出生数が100万切った時は、2016年は一億総活躍プランというのができてきたし、昨年80万切った時には異次元の少子化対策。こういうようなことをやられているけれども、なかなか実効性が出てきていないのが現実だと、80万というのはショッキングな数字だと思います。

私、1961年生まれなんですけれども、私の時で大体160万人弱ぐらいだったので、ちょうど半分ですね。

私が生まれたのは、団塊の世代と第二次団塊ジュニアとちょうど中間ぐらいだったんですけれど、団塊の時だったら270万人ぐらい生まれて、団塊ジュニアの時だったら210万人ぐらい生まれていたんで、80万ということで、すごい数字だなと思います。

これからどんどん人口が減っていくんだろうと思っていますけれども、なぜ少子化が解消されないかという、根本的な原因と対策がちょっと食い違っているところがあるのかなというのをすごく感じています。

専門家は少子化の根本原因は晩婚化であり、未婚化であるというのを認識をしていると思うのですね。

ですから、最初の大綱から若者の雇用環境の整備とか、結婚支援とかも盛り込まれていましたけれども、政府がポイントポイントで打つのはどっちかという、子育て系の家庭への支援がメインになっている、いわゆる子育て支援がメインになっているので、ただデータでもありますけれども、結婚している夫婦の出生率が低下しているっていうのはそんなに数字的には出てないんですよ。

ですから、データ的に出ているのは、結婚をする人が減っていて、また結婚してもタイミングが遅いので、20代の女性が生んでいた出生率が今ではかなり減ってきて、30代前半は微増ぐらいなんですけれども、30代後半でも若干増えている、ただ20代が無茶苦茶減って

いるので、全体的に減っているというような感じかなと思っていますので、晩婚化、未婚化、このあたりを根本的にやっけていかないと、恐らく少子化、出生率については改善していかないのだなと、子育て支援も別の意味で大事ですけれどね。

子育て支援は子供がたくさん生まれようが、少なからうが大事だと思いますけれども、別に若者の雇用環境とか、賃上げとか、働き方改革とか、こういうことを力を入れてやっけていかないと改善はしていかないのかなと思います。これは長期的な取組にならざるを得ないので、短期に集中してやっけても成果が上がるような対策というのは思い付かないので、このあたりの対策を、こども未来局が連携をしてやっけていくのか、又は一つの組織になっていくのがいいのか、そのあたりを考えていかないと、なかなか変わっていかないのかなと、何となく最近は思っているんですけども、今、希望出生率1.8に持っけていくというのに対しての県の今の問題意識というのはどのあたりにあるか、教えていただけますか。

大井こどもまんなか政策課長

先ほど古川委員より、希望出生率1.8がなかなか見えてこない中、どのような問題点があるのかというような御質問を頂いたところでございます。

古川委員お話しのとおり、晩婚化であつたりとか、未婚化であつたりとか、その辺のところも非常に大きな問題であると認識をしております。

実際データで見ても、平均の初婚年齢、本県の初婚年齢につきましては、令和4年の数字と10年前の平成25年の数字との比較をしてみますと男性が30.2歳だったのが30.5歳に、ここが0.3歳増加しております。

女性は28.9歳から29.1歳にと、ここが0.2歳なんですけれども増加しております。こちら辺は若干の増加なんですけれども、本県の50歳時の未婚の割合となりますと、これも直近の令和2年の数字と平成22年の数字、10年間を比較してみますと、男性が17.96パーセントが未婚というようなデータが、これが26.22パーセントで、ポイントでいうと8.26増えております。

女性については、8.74パーセントから17.47パーセントと、こちらは8.73ポイント増えているような状況で、こちらのほうは確実に増えているというようなこともデータから見えておまして、特に未婚化というのも少子化の一因ではないかと考えているところでございます。

こういうこともありまして、国のデータ等も参考にいたしますと、18歳から34歳の未婚の方の意識調査で、男女とも8割から9割ぐらいが、いずれは結婚するつもりと考えていらっしゃる一方で、現在独身でいらっしゃる理由というのを聞いたところ、最も多かったのが適当な相手に巡り会わないというようなお答えもございまして、出会いの機会、これが不足しているというようなことも伺えるところでございます。

そういうことに対応するために、県におきましても、結婚を希望する人に出会いの機会を提供していただくということで、平成28年の7月に本県の結婚支援の拠点となりますとくしまマリッジサポートセンター、通称マリッサとくしまですけれども、こちらを開設いたしまして、マッチングシステムを活用した1対1のお見合いであつたりとか、それから、趣向を凝らした出会いのイベントの開催であつたりとか、出会いから成婚までをフォロー

する阿波の縁むすびサポーターからの支援など、結婚を希望するお一人お一人に寄り添った支援を行っているところでございます。

こうした結婚へのサポートというのも今後しっかり強化をしながら、少子化の原因がどこにあるのかというところを分析しながら進めてまいりたいと考えております。

古川委員

結婚をする年齢が遅くなっているとか、未婚率が上がっているとか、そのあたりのデータだけではなくて、今の1.42という出生率、どういう構造で減ってきているのか、過去から、そのあたりも詳しく分析をして、先ほども少し言いましたけれど、過去はこれぐらいあったのが今はこれぐらいなっていると、30代の人、また40代の人がこれぐらいになっている、そのあたりを分析をしながら、それに対してどういう対策を取っていったらいいのかいうのを考えていかなければいけないかなと思います。

なかなか思い付かないのですけれど、先ほども言ったように地方でできることって結婚支援しかなく、雇用関係、若者の賃上げをしていく、雇用を安定していくと言っても、国でやってもらわなければ、地方ではなかなか難しいというのがありますけれど、そのあたり本当にどうしようもないのか、どうするのか。

新しい組織で考えて、こういう子育て支援と長期的な若者への対策、これをバランスよくやっていくのが大事なんだろうなと思いますので、そのあたり、この新しいこども未来局でしっかりディスカッションしながら進めていってほしいなと思います。

このテーマについては、1年間委員会の中で話をしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

扶川委員

二つのテーマをお尋ねしますが、文教厚生委員会で達田委員さんに対して答弁がありまして、第8波、2022年11月1日から2023年5月7日まで、死者が239人だということですが、年齢別構成は聞いていただいておりますか。

坂野長寿いきがい課長

239名の内訳についてでございますが、50歳代が3名と、あと60歳以上の方が236名で、その内訳は60代が5名、70代が37名、80代以上が194名となっております。

扶川委員

文教厚生委員会の質疑で、そのうち74人が施設で、160人が病院、5人が自宅で亡くなったという答弁がありました。

3割が高齢者施設で亡くなったわけですが、これらの亡くなった方がどこでコロナに感染したかという数字、陽性判明時点での居場所について聞いていたら教えてください。

坂野長寿いきがい課長

お亡くなりになった方が、陽性が判明した時の場所ということでの答えにつきまして

は、医療機関が97名、高齢者施設で療養中だった方が108名、御自宅で療養中だった方が34名となっております。

扶川委員

クラスターの発生数、施設と病院と、分かっていたら教えてください。

坂野長寿いきがい課長

クラスターの発生状況につきましては、第8波と言われる期間を含みます令和4年11月から令和5年の5月までの期間の、高齢者施設におけるクラスターの発生状況につきましては、11月が29件、12月85件、1月90件、2月33件、3月5件、4月3件、5月は5月7日までの1件、計246件となっております。

扶川委員

このうち、高齢者施設のクラスターは何件あるのですか。

坂野長寿いきがい課長

先ほど申し上げたのが、高齢者施設のクラスターの発生状況で、246件でございます。

扶川委員

死亡した場所で見ると病院が一番なんだけれども、死に至った高齢者が感染した場所は、高齢者施設が一番多くて45パーセントもありますね。

そして、施設や病院での感染者が多い原因は、病院や高齢者施設には高齢者や病弱者が集まって生活しているからですね。

ですから、こういう状況の中で県民の命を守っていくために、施設と病院の感染対策が非常に大事だというのは言うまでもありません。

特に、病院よりも施設のほうが感染予防対策が不十分になりやすいと思われまので、ちょっとお尋ねしますが、陰圧室を持っている施設、ほかの感染者と完全に隔離できる部屋を持っている施設は県内の施設のうちのどのくらいありますか。

坂野長寿いきがい課長

陰圧室とかを設けている所は、あいにく資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

扶川委員

ほぼないと思うのですが、クラスターの発生がない施設であってもN95のマスクなどは配布されますか。

坂野長寿いきがい課長

マスクの配布につきましては、希望がありましたら、そのような密度の高いマスクの配布をいたしております。

扶川委員

希望があったときというのは、多分クラスターが発生したようなときだと思うのですね。

確かに病院での治療が難しい段階の、がんを患っている方とか、老衰で亡くなられている方なんかは、その場で看取ったほうがいい場合があるというのは私も分かります。治療するよりも見守ってあげよう、そういうのはあり得ると思うのですね。それは施設でも自宅でも同じことだと思うのです。

私の親父は自宅で亡くなりましたが、コロナではなかったんですけど、病院よりも自宅で亡くなりたいという希望でありました。

しかし、先ほどの数字をもう1度見ますと、施設で感染した108人中74人を除いた34人だけが病院に入院できたっていうことで3割、31パーセントしかないですね。

一方で、自宅で感染した人は34人おりますが、5人を除いた29人は病院に入院できて、85パーセントが入院できているんですね。

同じお年寄りでも、これ全部お年寄りとは限りませんが、先ほど言っていたような内訳ですから、大雑把な話をしているんですよ。自宅で感染したら85パーセントが入院できるのに、施設に入っている高齢者は31パーセントしか入院できない。なぜだろうかって私なりに考えてみました。自宅であれば家族が黙っていませんよ。一人暮らしなら病院に入院するしかありませんよ。

しかし、高齢者施設で感染したら、保健所などから施設に対して、これは実際にあったことですが、施設で看取ってくださいという指示が出されて、施設はそれに従うしかなかったのですね。実際、高齢者施設の経営者からそのような声を聞いて、この委員会でも議論してまいりました。こういうことは絶対に、これから繰り返してはいけないと思います。

病院は介護施設ではないから、介護が十分できる体制でなかったからこんなことが起こったのではないですか。どういう認識ですか。

坂野長寿いきがい課長

高齢者施設において、入所者の方が感染した場合は、施設内で適切に医療を行えるよう医療体制の確保を求める国の通知にのっとりまして、早期の点滴とか、投薬等を行う協力医療機関を全ての入所施設で確保しております。

まずはADL、日常生活動作が低下しないよう適切な介護支援を受けられる住み慣れた施設内で療養を行っていただくこととなっております。

ただし、感染拡大に伴いまして、医療提供体制の更なる強化というのも必要でありましたから、第7波の時には、介護が必要な高齢者の方の受入れということで重点化した病床も含め、コロナ病床を23床増床するとともに、第8波においても21床増床することで、最大確保病床数を307床といたしまして、感染の拡大についての対応ということでの医療提供体制を確保していただいたところでございます。

扶川委員

国の言うとおりにやったからいいという話ではないのです。

国だって全国的に大問題になって、これではまずいと思って、そういう指示を出したんですね。

幸い今、高齢者でも死亡率が下がってきまして、2類から5類に下がって、今度第9波が来るかも分からない、来ているかも分からないと言われる中でも、それほど危機感を持っていませんし、高齢者施設なんかでも面接を認めたり、全然対応が変わっています。

それはそれでいいですよ、でも今後、同じようなことが起こったときに、失敗を繰り返さないためにも対応が必要なんです。

もう一度お尋ねしておきますが、これも文教厚生委員会で大塚委員が質疑されたように、認知症の高齢者は病院で特に対処できなかったのではないですか。

坂野長寿いきがい課長

先ほども申し上げたとおり、まずは施設内で適切に療養を行えるようにということで、協力医療機関の全ての入所施設で確保した上で、日常生活動作が低下しないように適切な介護支援を受けられる住み慣れた施設で療養を行っていくところをございまして、更に重症化した場合は病院に入院できるように、体制を取ってございます。

扶川委員

だからね、7波の時にそれが十分できなかったから、現場からお叱りの声があったんですよ。

高齢者施設内で看取れなんて、とんでもない話ではないかというような、何としても早く治療をしてほしいのにできなかったという声があったんですよ。そんなことを起こしてはならないと言っています。

今後、コロナをはじめとして、高齢者が多数亡くなるような可能性がある感染症に対しては、治療と介護を共にしっかりやれるベッドというのを一定数常時確保しておくとともに、認知も含めた高齢者や精神病患者がしっかり治療できる治療施設というのを日頃から施設として用意しておいて。人の配置だけで済むのですよ、別の用途に使っておければいいのですけれど。いざパンデミックが発生した際には、高齢者施設はもとより、一般の病院にも過大な負担をかけることなく済むような仕組みというのを今後検討する必要があると思うのです。これは、大塚委員と全く同じ意見で、私も前々から賛同しております。

文教厚生委員会では現状コロナ病床469床のうち、介護対応できる病床を10床確保しているという答弁がありました。

私はそれで足りないと思うから、いざというときには、すぐに増やせるような施設を県として用意したらいいと思って、その関係でお尋ねしますが、この10床というのはどういう病床ですか。

坂野長寿いきがい課長

こちらの分につきましては、施設のほうで用意されているということ以上、私のほうも知りませんので、申し訳ございません。

扶川委員

施設で用意されているんですか。

坂野長寿いきがい課長

申し訳ございません。施設ではなく、病院のほうでしているということでございます。

扶川委員

またパンデミックが起こったようなときは、当然この10床では足りませんよ。

先ほど申し上げたように、認知症の患者さんなんていうのは徘徊はいかいもありますし、ほかの患者さんと切り離して、現在のグループホームのような体制の下でフォローする仕組みが介護の面でも要りますよね。それに加えて医療が手厚くできるような病院が要るんですよ。そういう対応ができるのが10床だけだということだったら、これは少ないでしょう。

だから、ここでパンデミックがまた起こったらですよ、第7波と同じことが起こるではないですか。これは駄目だと私は思います。

この10床がずっとこのままでいいのか、今はこれでいいですよ、私が先ほど申し上げたような、いざというときには、一般の病院や施設にも過大な負担をかけなくて済むような仕組みとしての施設というのを設けておく必要があるのではないのでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

病院のほうで介護機能が付くような施設を整備すればどうかということですが、高齢者の方につきましては、施設に入っている個々の状況とか、あと介護の必要な度合いとかも違いがございます。

また、国の通知や、あと有識者から国へ意見を言うアドバイザーボードの場での委員からの意見にもありますように、日常生活動作ADLの低下につながる懸念や、急に生活の場から離れて環境が変わることで調子が悪くなってしまうというような方や症状についても様々であるため、丁寧な対応が必要となるとされております。

そこで、高齢者施設で陽性者が出た場合は、施設において療養できる体制をしっかりと整えていただいて、医師による往診等の医療支援が受けられる体制を引き続き確保していくところでございます。

具体的には、全ての高齢者施設において嘱託医や協力医療機関を確保いたしまして、点滴や投薬といった早期の処置を行っていただいております。患者のADLやQOL、生活の質を考慮した対応を行っていただいております。

県としても、介護が必要な高齢者の受入れに重点化した病床、先ほど少ないとおっしゃいましたが、10床を増やすように取り組んできたところでございますが、さらに、今後は介護が必要なコロナの患者の受入れに対応できるように、介護に強みのある病床を有する医療機関へ働き掛けを行っていくように努めていくところでございます。

引き続き、県内の医療機関に御協力いただきながら、高齢者の陽性者の患者にもしっかりと医療提供できるように取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

先ほどお尋ねしましたよね。N95のマスクも陰圧室もほぼないのですよ、まして高度医療機器なんてないのですよ、介護施設は。どうやって嘱託医さんだけで対応できるんですか、かかりつけ医さんみたいな方だけで、冗談は寝て言ってくださいという話です。

新ホールに200億円を掛けるのに意義があるけれど、高齢者の命を守る施設には金を掛けないような県政であってははいけません。優先順位が違うと思います。

いずれ知事にもこれは意見申し上げておきたいと思いますので、次の問題に移ります。

次に保育所における虐待や不適切保育について伺います。

今日は、県自身もすでに通報を受けておられる佐那河内村の事例を挙げながら、虐待や不適切保育を防ぐ手立ての議論をしたいと思います。

はじめに、県下の数字をお尋ねしたいんですけれど、2022年4月から12月までで、不適切保育や虐待が確認された件数は、国が発表しましたがけれども不十分でした。市町村ごとに県の分として発表できませんか。教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

先般、国から公表がございました不適切保育の件数でございます。これにつきましては、本県は6件ということで公表がなされているところでございます。その内訳につきましては、徳島市が4件、つるぎ町で1件、東みよし町で1件、合計6件ということになっております。

扶川委員

この6件というのは、いつからいつまでの分ですか。

大井こどもまんなか政策課長

時期でございますが、令和4年4月から12月までの間ということで、国のほうで調査がなされたものでございます。

扶川委員

私のところに具体的に相談が来ているのは、御承知のように佐那河内村の保育所の件です。既にいろいろ報道されておまして、関係保育士二人の処分がされ、減給と嚴重注意、さらにその責任を取って村長さんも減給3か月となっております。

この問題については、私も独自に調査をいたしました。村が保護者やマスコミに説明した内容についても調べました。その結果、いまだ問題はきちんと解決していないという認識に至りました。

その理由は第1に、令和3年5月から令和4年3月にかけて確認された不適切保育について、正しい情報が保護者に説明されておられません。これは村の説明に基づいて、報道にもありましたが、お盆やポケット付きエプロンにこぼれた牛乳を飲ませたとなっておりますが、実際はテーブルの上にこぼれたものを、こういうふうには紙を使って、コップの中に押し込んで飲ませたという話を伺いました。

ほかの児童の鼻水を触らせたとか、おむつを2枚履きさせたというものも出てますけれど、こういうものを見ますと、どうも問題を小さく見せようというような意図があるのかなと思ったりもしました。

第2に令和4年5月から12月にかけて行われた虐待、これは発表期間内のはずです。これが不適切保育の事案ではないと、正当な理由に基づく行為であったとして、村に問題視されていないですね。

しかし、これについては、県にも当事者から告発文が寄せられているでしょう。無理やり御飯を食べさせられた、嫌がっているのに。いい加減にしろよと言って背中を叩く、尿を漏らした子供に対して最悪だねと言って侮辱をする、真っ暗な道具部屋に閉じ込めて脅す、スマホでホラームービーを見せるというような事例があったという報告があったでしょう。食事を無理に食べさせるとか、叩くなんていうのは、明確に虐待なのに、村としてそのような認識に至っておりません。

それから第3に、告発した保育士に対する上司らの行動・対応が、どうも告発者を守るものになってないんじゃないかなという疑念を抱きました。

ところが村としては業務上必要な指導であり、適正な範囲を超えるとまでは言えないなどと総括をしております。

今申し上げた点について、通報を既に受けている県は、どのような対応をし、現状どのような認識をしているのか教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

佐那河内村の不適切保育の件に関してでございます。

本来、安全で安心な子どもたちの居場所であるべき保育所におきまして、不適切な保育が行われるということは決してあってはならないことであると認識をいたしているところでございます。

扶川委員お話のとおり、佐那河内村で、疑わしい事案が発生したということで、県にも、お話等は来ております。その際、県といたしましては、すぐさま佐那河内村へ状況確認を行ないまして、その段階では既に佐那河内村でも聞き取り調査が実施されておったところではございますが、この事案に関しまして、保育所への指導監督に係るものにつきましては、その権限が佐那河内村に委譲されていることから、県といたしましては、佐那河内村に対しまして、事実確認を行ないながら、状況を正確に把握をいたしまして、組織全体の問題として原因究明や改善に向けた対策を早急に講じるように、他県で発生した不適切な保育の事例等を示した上で、適切な指導に努めるよう助言を行ってきたところでございます。

令和5年5月に国からガイドラインの周知がなされたことから、これにつきましても、速やかに情報共有を図ったところでございまして、佐那河内村に対しまして、これに基づき、必要に応じて助言等を行ってきたような状況でございます。

扶川委員

先ほど申し上げたように、叩くとか、御飯を嫌がる子供の口に押し込むとか、閉じ込めるとか、自尊心を傷つけるような言動をするとか、大声で叱責するなど全て不適切保育

どころか、虐待の事案としてガイドラインに事例が上がっています。

全部これは告発文に盛り込まれているんですよ。ところが、現状、佐那河内村の令和4年度の事例6件に入っていないでしょう。それから問題がなかったという総括になっているでしょう。これは、変わっていますか。

大井こどもまんなか政策課長

佐那河内村での事案の関係でございます。これにつきましては、この6件の報告がなされた際には、正に調査中ということであり、この6件には含まれておりません。

その後、村でも調査が進められておりまして、先ほど扶川委員がお話のとおり、御飯を押し込む等の具体的な行為が示されているところでございますが、これにつきましても、身体的虐待の具体例として、実際ガイドラインにもこの御飯を押し込むというのは行為として示されております。

この虐待が疑われる行為につきましては、明らかに虐待と判断できるものもあれば、行為が生じた状況から、虐待と判断しづらい場合も考えられます。このため、虐待の判断を行う際には、全ての関係者から状況を聞き取り、子供や職員の状況から総合的に判断をしていくものと考えております。その際には、当然言葉でうまく伝えることができない子供の気持ちをくみ取りまして、子供の人権擁護の観点に重点を置きながら判断をしていくものと考えております。

今回佐那河内村の件につきましては、保護者会で、保護者からもいろいろと御意見が出たと伺っております。それに対応するため、今、村でもいろいろと検討を進めていると聞いておりますので、県といたしましては、その状況をしっかり注視しながら必要な助言をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

ということはまだ蓋をしていないのですね。終わっていないのですね。分かりました。

今申し上げたように、これは虐待の事例に入っているのですから、状況によってこれはやってもいいなんてことはガイドラインに書いてありません。虐待なんですよ。ガイドラインというのは不適切保育の事例を挙げていません。これからそれも検討するということがガイドラインに書いてあります。

つまり不適切保育というのは今申し上げたようなことよりも、もっと幅広いのですよ。最低でもこんなものは不適切保育に入ります。当然、6件に加えて報告されるべきものが報告されていないのです。

百歩譲って、これが虐待じゃなかったとしても、その点がおかしい。私は虐待ではないかと思えます。現場で不適切な保育、虐待が正しく理解されずに、それを告発した保育士のほうが嫌われて、パワハラが疑われるような目に遭うと。これも関係者から話は聞いております。

これでは虐待や不適切保育を根絶するどころか、あとに続いて勇気を持って告発する人が現れてきません。被害を受けるのは子供です。

実際、大声をあげられたり、背中を叩かれたり、暗い所に閉じこめられたり、そんなことがもしあったら、令和3年度の村の報告には、牛乳を飲ませたとか、鼻水を触らせたとか

ということについては被害は発生していないなんて書いていますけれどね、違うでしょう。子供にずっと深い傷を残すんですよ。

ある脳神経学者の話の話を聞きましたけれど、発達に影響を及ぼすそうです。脳に器質的な障がいを残す。それだけ重大な問題ですよ。なんという認識の浅さかと思う。絶対にこういうことを放置してはいけません。

私はこんなことが佐那河内村に限らず、県下各地にあるんじゃないかという懸念を持っておりまして、氷山の一角ではないかという関係者の声もあります。そこで六つ改善案を提案いたしますので、できましたら一つ一つ御回答いただきたい。

一つは、これは当然ですけど聞きました。

個々のどの事業あっても、まずは具体的な事案にきちんと対応するのが再発防止の基本であります。佐那河内村の件は、県として直ちに関係者の聞き取りをし、村の対応を確認した上で、引き続き適切な助言を行っていただきたい。暗い所に閉じ込めましたかとかと、聞きましたか。そういう告発の中身について一つ一つきちんと確認していただきたいと思います。これ1点。

もう一つ、国のガイドラインでは虐待等を含めて不適切な保育というのを先ほど申し上げましたが、今後議論を深めるとしてありますが、そういう中で、県内の現場では国が示した虐待の理解さえも今佐那河内村の例を申し上げたように理解が十分ではありません。職員の研修を全県で進めていくべきですが、その際、児童虐待というのは家庭でも起こっています。

第2に、虐待や不適切保育に保護者も気が付いて、保育所側に意見を言えるようにする環境が虐待防止に必要だという、この二つの理由を基に、研修会は保護者と一緒にそれぞれの保育所でやっていくように進めるべきだと思います。これが二つ目。

第3は、県下15の市町村には、おっしゃるように、地方分権一括法で保育所への立入検査や改善命令、監査の権限が県から委譲されております。しかし、体制が弱い町村では監査自体が不十分になることも考えられます。

また虐待事案が各地で相次ぐ中で、監査内容自体にも虐待や不適切保育への対応が求められています。県としてこの内容を改善し、権限を委譲した市町村にも同様のレベルの監査が行われるようにすべきだと思います。これが三つ目。

あと三つです。

今回の佐那河内村のように、村の対応に不満があった場合、県に相談をしたり、告発する窓口が必要です。それを周知すべきと考えています。これが四つ目。これが通報者の保護や後でパワハラに遭ったりしないような保障になります。

5番目、佐那河内村のような小規模な自治体では1か所しか保育所がないわけです。しかし、人間関係が固定化して、その中でどうも弊害が出ている疑いがあります。そういうことは、ある程度どこでも起こります。周辺自治体との人事交流なんかも積極的に進める中でスキルアップ、意識の改革というのを進める必要があると考えます。これが5番目。

最後に6番目、監視カメラ。これは一部の保育者には嫌がる人もあると聞きましたが、よく議論すれば、保育者も守ることになる。そんなことはやっていませんよとか。それから実際にやった人を注意したら、そんなことはやっていませんと逆にパワハラを受けたような人が自分を守ることもできる、もちろん子供自身を守るようになる。これは積極的に

進めるべきだと思います。

6点申し上げました。御答弁いただけるのだったら、一つ一つお願いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

いくつかの御質問を頂いております。

まず1点目ですけれども、今回、佐那河内村で、ほかの事案の関係でございますが、これらにつきましては、佐那河内村が更なる検討を進めていくということで、保護者会のほうでもお話をされているようですので、その状況をしっかり注視しつつ、県として適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、職員に対する周知ということですが、これにつきましては、県のほうで毎年実施しているのですけれども、キャリアアップ研修ということで保育士を対象といたしました研修を行っております。今年度はこの場で、特にこの不適切な保育の防止に関する内容を重点化して実施をしていく予定としております。

こういう研修の場でありましたり、それから市町村ともしっかりと連携をいたしまして、保育園長会であったりとか、監査であったりとか、機会あるごとにこういうことは周知徹底していきたいと考えております。

あと、この中で家庭に対しても研修をしていってはどうかということで、御提案を頂いたところなんですけれども、保育施設にかかわらず、子供たちに関する全ての大人たちが、子供の人格や人権を尊重することについては、認識を深めていくことが大変重要であります。

保護者の呼びかけにつきましては、関係部署であったりとか、それから市町村とも連携をしながら、できることをやっていきたいというふうに考えております。

監査につきましても御質問を頂いております。監査につきましても、今年度、県が実施いたします指導監査におきましては、新たにこの不適切な保育に関する確認項目というのを整理いたしまして、施設における研修や日頃の保育に対する職員会で話し合いを行います保育実践の振り返り、これは非常に大事なものになるのですが、この辺の各保育園での実施状況でありましたり、施設内で事案が発生した時の相談や連絡体制がどうなっているか、この辺のところもしっかり確認していきたいと考えております。

また、この権限委譲先の市町村に対しましても、県が実施しておりますその内容につきましては、きちんと情報提供を行いまして、市町村においても、県と同様に実施をしていただくとともに、市町村から逆に、こういうお話が県のほうに情報提供があった場合には、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

相談窓口の御質問でございます。これにつきましては、保育士やそれから保護者の方が日々の保育に対して違和感を覚えられた場合、すぐさま相談できる相談窓口といたしまして先月の1日に、不適切な保育に関する相談窓口を設置いたしまして、県と全ての市町村の相談窓口の一覧を県のホームページに掲載をいたしまして、市町村を通じて保育士や、それから保護者の皆様へも、この窓口の周知をさせていただいたところでございます。

なお、県の相談窓口につきましては、保育の専門的な知識と経験のある保育士の資格を持った職員による相談対応も可能としておりまして、身近な市町村に相談に行きにくい方も御利用いただきたいと思いますと考えております。

人事交流の件ですが、閉鎖的な市町村に対して、再発防止に向けて、取組の一例として、県が実施しております大学教員や園長経験者による保育相談員の巡回支援、これらを活用いたしまして、専門的な視点で保育実践の再点検であったり、保育現場の負担軽減につながりますよう、運用上での見直しや工夫が考えられる好事例の周知なども市町村と連携をしながら、様々な取組を検討してまいりたいと考えております。

最後6番目の監視カメラの件でございますが、扶川委員からもお話がありましたとおり、これにつきましては、保護者の方からも、設置に関して心配をされるようなお声もございまして、そのところは園と保護者の皆様と、それから市町村と、しっかりと話し合いをしていただきまして、子供さんたちにとって一番良い方向で保育が提供できますように検討していきたいと考えております。

扶川委員

一遍にたくさん御回答いただいて、ありがとうございます。一応わかりました。

この問題がどのように動いていくかしっかり見ていきたいと思えます。

あと2分ほどありますので、別件ですが要望だけ。

先ほど、運動による血糖値の話がありました。

インスリンを打っている方は、血糖値を測る装置に補助が出るんですよね。でも境界型の方とかは出ないのですね。

しかし、食事療法が糖尿病は基本ですので、そういうものに対しても補助が出せるような仕組みというのを県でも検討していただきたいし、国にも要望していただきたいというのを一つお願いをしておきたいのですね。

それから、先ほど出生率に関わって働き方改革、労働雇用の問題は国でないと難しいと、古川委員さんから指摘がありました。そのとおりだと思いますが、県でもできることがありますよね。

誘致企業における非正規雇用の状況というのを把握して発表していただきたい、この2点、意見として申し上げておきたいのですが、いかがですか。

新開健康づくり課長

先ほど扶川委員から、インスリン、血糖値を測ることへの補助について御要望を頂いております。

申し訳ございません、状況を確認させていただいて、また検討をさせていただければと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、扶川委員から、非正規雇用の部分についての調査についてのお話がありました。

まず、総務省におきましては、5年に1回、就業構造基本調査というものがなされております。そこにおきましては、非正規雇用の数、また、男女の比率等が公表されているところでございまして、今年度が公表年度になっているところでございます。

その状況も見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

福山委員長

午食のため、委員会を休憩をいたします。（12時04分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

それでは質疑をどうぞ。

長池委員

事前に通達はしていなかったのですが、つい最近の出来事ということで、確認と少々私の意見として申し述べたいことがありますので、質問させていただきます。

去る6月28日だったかな、新聞報道で海部高校のバスケット部の部員が盗撮かということで、まだ確定はしていないみたいなのですが、寮のお風呂場を盗撮したということで、高校生3人が捜査を受けているという記事がありました。

記事によりますと県の迷惑行為防止条例違反ということでございまして、海部高校のバスケット部というと名門でございまして、生徒が寮の浴室、浴場ですかね。動画をスマートフォンで撮影したとみられるという中身であります。

3人は現在、登校はしていないと。そして17日に高知県であった大会にも出場していなかったということでもあります。

学校は、まだ捜査の途中ということでお答えできることはないということと、県教育委員会も現時点でお話しできることはないという内容の記事が載っております。

そういった捜査の段階で、大きく記事が取り上げられて、バスケット部の部員が盗撮かというのは大事なのでしょうね、途中でございまして。

ただ、やはり大きな反響がありまして、どうなっているのですかということでございます。先月の話といえば話、先週の話と言えば話なのですが、その後何か公表できるというか、お話しできること、学校、教育委員会側、さらには県警側で、あればこの場でお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、長池委員より6月28日の海部高校の新聞報道がございましたが、その件につきまして何か公表ができることがあるかという御質問でございます。

学校から報告は受けておりますが、被害者のプライバシー保護のために、現在はそれ以上申し上げることはございません。

熊野少年女性安全対策課長

長池委員から、新聞掲載の海部高校の件での御質問です。

何かお話しできるということはありますかということですが、この件につきましては学校からの通報を受け、捜査を進めているところであります。

現在、捜査中の事案であり、具体的な内容については、コメントは差し控えさせていただきます。

長池委員

はい、分かりました。

では、新聞の情報のみで私も判断というか、話をお聞きしたいと思います。両方特に今のところはということでございますので。

多分この記事だけ見るとお風呂場を盗撮してということなのですが、県の迷惑行為防止条例違反ということですが、例えば盗撮とか撮影の対象が児童、いわゆる18歳未満の場合は児童ポルノ禁止とか、そのようなのもあったと思うのですが、その辺りどうなんですか。ちょっと知識がないもので、教えていただけたらと思います。

熊野少年女性安全対策課長

ただいま、長池委員から盗撮の関係で、対象が18歳未満であればどうなるかという御質問でございます。

迷惑行為防止条例の中では、公共の場所であるとか、今回のような場所で対象者の下着姿であるとか、そういったものを盗撮すれば違反になるということが記載されております。

これが、18歳未満の者であった場合には児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律におきまして、児童ポルノの定義が載っております。

その中では、児童ポルノとは写真、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物であって、児童の姿態を、姿ですね、視覚により認識することができる方法により描写したもので、これが、児童が18歳未満ということでありまして。

この中に、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位、胸でありますとか臀部でんぶでありますとか性器、そういったところが露出され、又は強調されている物でありかつ性欲を興奮させ、又は刺激する物が児童ポルノに該当するというふうに定義となっておりますので、具体的に言いますと18歳未満の裸の姿であるとか、そういった物であれば児童ポルノに該当するというのではないかとということでありまして。

長池委員

そのあたりも含めて、何歳ぐらいの方が撮影して、撮影されたほうも何歳なのかを書かれておりませんが、学校の寮ということでございますので、被害者は生徒さんなんだろうというのが想像できますので、先ほどおっしゃったような児童ポルノの関係にも引っかかってくるのかなと思います。

さらにそれを、いわゆるインターネットとかにさらす、アップしたりとかすると非常に悪質になってくるのだらうなというのは想像できます。

未成年の非行、悪い事というのは、かつてはたばこを吸ったり、お酒を飲んだりとかあったと思います。

それは自分の判断というか、自分で最終決着というか、中には未成年と分かってお酒を勧めたりすると、勧めたほうが何かペナルティがあるみたいなのですが、こういうのってかなり重いと思うのです。というのは、被害に遭われた方にとっては非常に、一生引きず

るような心の傷と言いますか、たばこやお酒と訳が違うと思うのです。

ただ、それが、ややもすると大人の世界では文春とかフライデーみたいに、それで商売が成り立っていたり、インターネットをちょっと開ければ、そんな動画や画像であふれかえっているのが現実でして、子供たちに絶対にいけない事ですよ、犯罪ですよというのをいかに教えていくかというのは本当に重要なことだと思います。

6月28日から2日空いて、6月30日に、ある新聞の報道でこれは西日本の高校ということで、これも特にどこの県の何高校かは伏せてあります。そういったプライバシー保護もあるのでしょうか。

そういった記事の中で、スマートフォンで撮影された裸の写真を元交際相手の男子生徒が周囲に見せて、その被害に遭った女性が不登校になったという記事が出ておりました。

被害に遭った女子生徒側が男子生徒を相手に330万円の損害賠償を起こしていると。起訴されているのですね。

その男女は付き合っていたみたいなのですが、付き合っている間に女子生徒の裸の写真や動画をスマホで撮影されたり、また自撮りを送って来いということで、求められたという記事になっております。

それを男子生徒のほうが何か仲間に見せたらしいのです。そういうのを、別れたあとね、最悪だなと思いますけれどね。女子生徒は、精神的な負担を抱えて、学校を転校したということでもあります。

これは、やるのが悪いのですけれど、そういうことがとにかく重い犯罪だということを徹底しないとイケない。心の傷を負わせるということは、人権問題ですよ、本当に。

海部高校は、もしかしたら生徒じゃなくて第三者かも知れないという時点でございますので、これを県の教育委員会に何か求める時点ではないなと思っておりますが、ただ、こういった本当に、絶対いけない事を、こういうのを契機に、もうすぐ夏休みに入りますからね、コロナも明けて気分的にみんな、子供たちも開放感も出ますし、非常に危険性があるのではないかなと思うのですが、教育委員会として、子供を預かる立場として、これまでの取組を聞いても仕方がないのですけれど、これからの思いというか決意というか、しっかりこの場で表明していただけたら思うのですが、いかがでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま、長池委員より、この新聞報道等を受けまして県教育委員会としての認識、これからの思い等々についての御質問でございました。

委員おっしゃるように、ネット環境は非常に進展しておりまして、ほとんどの児童生徒が利用しております。多くの時間を使用しております。利便性がある一方で、ネットいじめやネット依存が深刻化し、またネット犯罪も増えてきております。

こうした状況から、情報化が高度に発展した社会に即した情報モラルや情報セキュリティ教育が求められているところでございます。

今回のこの報道、高校に限らず、小中高、若者たちのネットのトラブルの増加については、非常に重く受け止めているところでございます。

県教育委員会では、学校、家庭、地域、警察等、関係機関と連携いたしまして、情報モラルを高める取組を推進するとともに、教職員や保護者に対してしっかりと周知啓発を続

けていく必要があると認識しております。

また、児童生徒に対しましても正しい利用方法、またインターネットの危険性等につきまして周知徹底を図るとともに、発達段階に応じた情報モラルや情報セキュリティ教育を充実させていく必要があると考えております。

この夏休み、今後を見据えましてでございますが、重なる部分がございますが、保護者の協力を得て、保護者にしっかりと啓発をしてまいりたいと考えております。

家庭でのルールづくりであったり、保護者を対象とした携帯電話安全教室等の開催等、あらゆる機会を通じて保護者の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、児童生徒や教職員向けにスマートフォン・携帯電話安全教室であったり、また県教育委員会で作成しておりますスマートフォン等の適正な利用に関するホームページの啓発周知等々、児童生徒が主体的に活動を進める、その中で支援をしていきたいと思っております。

また、今年度は県警本部サイバー戦略推進課と連携いたしまして、ネットいじめトラブル啓発資料を作成中でございます。これを作成し、県内の児童生徒等にも今後、配っていききたいというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますが、今回の事案を受けまして情報モラル、セキュリティについて周知徹底を図るとともに、関係機関と連携いたしまして、そして、そもそも人を思いやれる人権教育、道徳教育の充実、そして情報モラル教育の徹底を図ってまいります。

長池委員

それは、どうやったら徹底できるのかなと私も考えながら聞いております。

あと、今は根本的な問題の上での処置ということなのですが、応急処置として一つ、答弁はいりませんから提案したいのが、最近メチャメチャ高度化していますから、スマホだけでなく何かドローン飛ばしたり、小さい小さいカメラとかあるみたいで。

どこに置いてあるか分からないようなカメラがあるので、余り私が詳しいのも変なのですが、そういう意味で学校設備の再点検はされたほうが良いと思います。

トイレとか更衣室とか、そういうのはきちんと再点検して、そういうのを徹底されたほうが良いのかなと、それを現場の学校の先生に通達することで、より緊張感も出てくると思いますし、一つの教訓となるのかなと思います。

私も中学2年生の娘がいるのです。ですので、心情的にすごくそういうことに巻き込まれるというか、そうならないように親としては何かアドバイスをしたいのですが、じゃあ何て言っているのかというときに考えます。絶対、人に裸を見せるなよとか写真を撮らすなよと言っても、多分父親が言ってもそんなにうまく伝わらないのかなという気もしております。だから母親と、妻と相談したりしながら。

だから、本当に子供たちに言葉で伝えるというのは難しいと思うのです。ただ、二十歳になるまで酒を飲んだらいけないぞとか、たばこを吸うなよというのは、割とずっと分かっていることだから伝わっているのですよ。それでも飲んだり吸ったりする人もおりますけれど、たばこを吸ったらいけない、がんになるぞ、体に悪いぞ、背が伸びないぞと言ってくれたらね、二十歳になっても吸う人が今減っているのですね。

だから、そういう懇々と行って聞かせるというのは重要なんだろうなと思います。是

非、二度とそういった被害が出ないような徳島県であってほしいと思いますので、お願い申し上げます。

福山委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で、質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月28日月曜日から8月29日火曜日までの2日間の日程で、次世代育成対策及び少子高齢化対策に関する先進的な取組等を調査するため、兵庫・岡山方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（13時25分）